

第9回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第9回定例会

令和5年12月27日

開会 14時00分

閉会 16時40分

出席委員
(23名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 北沢 秀則
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 白石 文生
12 比田井 尚良	推進 大塚 和信
13 田中 章	

議事録署名委員
出席職員
(7名)

1 小野澤 文利	2 笹平 民男
農業委員会事務局	
事務局長	小林 幸司
事務局次長	小宮山 真二
事務局	小林 誠司
事務局	佐藤 一弥
事務局	黒澤 しほ
事務局	鈴木 優
事務局	小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について

第5回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局 時間正確にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。それではただいまから第9回の農業委員会定例総会を始めさせていただきます。次第に従いまして進めさせていただきますが、まず開会を舩田代理の方からお願いをいたします。

会長代理 大変お忙しい中お集まりをいただきまして、御苦労様です。ただいまより、農業委員会第9回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。続きまして依田会長からご挨拶をいただきまして、その後の議事進行につきましても引き続きお願いをいたします。

会長 皆さん改めましてこんにちは。新聞等見ますと政局が大きく揺れていますが、その中で11月30日に全国農業委員会会長代表者集会在開催されました。大会終了後に農林水産大臣になられました宮下代議士に要請活動を行ってききましたが、数日したら辞任され大変残念です。当日は、いろいろな要請等をしてきましたのでご報告をさせていただきます。

今月3日は、佐久・上小農業委員会と第3区選出の国会議員の皆さんに農政活動を行い、耕作放棄地、後継者問題等の要請・要望を行いました。

20日に112組目の家族経営協定式がありました。

22日には巨峰の王国まつりの反省会が行われました。来年は9月21日から22日に開催される予定です。またその時は、東御市農業委員会も焼きとうもろこしで参加させていただきます。今年の報告では、単価を上げたこともありますが、昨年よりもかなり売り上げが伸び、成績がよかったのではないかと考えています。

それから、我々がこれから一生懸命頑張っていかなければいけないことについては、年明け1月から2月の最初に、各5地区の地域計画推進会議を開催します。地域計画につきましては、ここにおられる皆様全員23名の方々が中心になり、農業を担うものを基に利用する農地を示す目標地図を、作成に向けてひと踏ん張りしなければいけないことです。各地区の地域計画推進会議が開かれた場合には皆さんが主体となって、方向性を示し具体策を出すことを中心にやっていただきたいことを今日は特にお願いし挨拶とさせていただきます。

そのことを申し上げまして、定例総会に入りますのでよろしく申し上げます。

議長（会長） それでは定例会議の議事に入ります。本日の議事録署名には、1番の小野澤委員と2番の笹平委員に申し上げます。第1号議案、農地法第3条の規定

による許可申請について、事務局より説明をお願いします。本日は5件の申請がありますのでよろしくお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

3-1 ○○番○○他○○筆、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど西にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲受人は、○○で○○をしており、農業に携わりたいという考えから農地を譲受けるものです。キュウリ、トマト、ナスなどを栽培する予定です。今月5条申請が提出されています譲受人取得予定地に隣接して近いため問題ないと判断しました。

3-2 ○○番○○、図面は2ページをご覧ください。○○信号から○○メートルほど南にある農地です。譲渡人、譲受人ともに○○の方です。譲渡人が○○により農地の維持管理が困難なため○○関係である譲受人に譲渡すものです。譲受人は、ジャガイモ、ネギを栽培する予定です。譲受人農地に隣接して問題ないと判断しました。

3-3 ○○番○○他○○筆、図面は3ページ、4ページをご覧ください。図面3ページは、○○から○○メートルほど南にある農地です。図面4ページは、○○から北側にある農地が○○筆、南側にある農地が○○筆です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲渡人と譲受人は○○の関係となります。譲受人はこれまでも申請地で耕作をしていて、正式に所有権移転するものです。ブロッコリー、アスパラガスなどを栽培する予定です。譲受人自宅から遠い農地でも車で○○分と近いため問題ないと判断しました。

3-4 ○○番、図面は5ページをご覧ください。○○から○○メートルほど北西にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○在住で○○により農地の維持管理が困難なため譲受人に譲渡すものです。申請地では、ネギ、玉ネギを栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩○○分と近いため問題ないと判断しました。

3-5 ○○番○○他○○筆、図面は6ページをご覧ください。○○から○○メートルほど西にある農地です。譲渡人、譲受人ともに○○の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲受けるものです。申請地では大豆、ブロッコリーを栽培する予定です。譲受人農地に隣接して問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして保科委員より説明をお願いします。

保科委員

図面は1ページになります。網掛けがかかっているところは自宅を建て、

後ほど5条で出てきます。ここは〇〇の西側で〇〇の北側隅になります。若干、傾斜地で少し窪地になっていて整理はしていません。譲受人が〇〇で農業を教えていますので、特に問題はないかと思いますがよろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件につきまして、ご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の上、発言をお願いいたします。

杉田委員 この方は農業経験がないと思われませんが、農機具等は所有されているのでしょうか。〇〇の〇〇なのでやってみたいという気持ち、そこは応援したいと思いますが、実際、どんな形でやるのか、機械等の所有などわかったら教えてください。

保科委員 現在、機械は所有していないようです。奥さんの実家で管理機等を持っているので、借りて始めるようです。

議長（会長） 本人は農業機械施設を持ってないということですが、奥さんの実家で持っているのをそれを借りてやるようですが、よろしいですか。

杉田委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。それではないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員 場所は2ページの地図をご参照ください。〇〇を〇〇から〇〇の信号で〇〇と交わるところです。その信号の下、〇〇平方メートルほどの土地を今回譲渡すということです。譲渡人の方は〇〇歳で、この周辺でブドウを作っていました、遠い〇〇になる譲受人がここを買い取り、隣でブドウを作っているのを一緒に耕作するという事です。ブドウの棚を作るには少し狭いので、ここは現在、作っているネギ、ジャガイモ等を今後も続けてやっていきたいということです。また、譲受人が〇〇になることを心配していたら、息子さん夫婦が〇〇年前から家に入り、農業に協力するという事です。問題ないかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 ありがとうございます。それでは、番号2の案件につきまして、ご質問

ご意見を受けたいと思います。挙手の上、発言をお願いいたします。ないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号3の案件につきまして田中委員より説明をお願いします。

田中委員 場所は、資料の3ページ、4ページをご覧ください。3ページの〇〇筆は、〇〇にある〇〇の〇〇メートルほど南に位置し、ここではアスパラガスのハウス栽培を行っています。4ページの〇〇筆は、〇〇の上に位置しており、〇〇番はミニトマトのハウス栽培を行っています。その他の土地はブロッコリーを中心とした野菜栽培を行っているという状況です。譲渡人は譲受人の〇〇の〇〇であり、〇〇から農地を相続しました。〇〇は〇〇にお住まいで、以前より〇〇が栽培していたリンゴ栽培を引き継ぎ、またさらに〇〇でできなくなった地元農家のリンゴ園等も借りて、高密度栽培等を行って規模拡大を図っているような状況です。譲受人の〇〇は〇〇に在住で、〇〇年前〇〇で研修を受けて、〇〇より〇〇の農地を借りて、独立型就農を目指して奥さんとともに、新規就農をした経過です。就農にあたりまして農林水産省の支援事業、就農準備資金の経営開始型資金がありますが、その交付を受け、主にブロッコリー、ミニトマト、アスパラガス等を栽培している状況です。今回の所有権移転は農林水産省の支援事業、農業次世代人材投資事業という資金がありますが、資金の経営開始型の交付を受けて、ミニトマト、アスパラガス等を栽培しています。この所有権移転は、この就農給付金には受給要件があり、受給要件として〇〇の名義の土地を、半数以上を利用している場合は、就農後〇〇年以内に農地の所有権移転をする必要があります。今回の〇〇の所有権移転は贈与になりますが、〇〇の〇〇は制度を理解しており承諾をしているという状況です。農地もきちんと管理されて順調に経営していますので、問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

会長 詳細にわたって大変ありがとうございました。番号3の案件につきまして、ご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の上、発言をお願いします。

杉田委員 数字の確認ですが、受入者経営面積が〇〇平方メートル、事由の合計面積が〇〇平方メートルで同じですがこれはどちらが正しいのでしょうか。

会長 事務局の方でお願いします。

事務局 経営面積について回答いたします。譲受人の〇〇が今回譲受ける土地についても農業をされているため、申請農地に関してはプラスではなくて、従

前からやっているということですので、譲受け後も同じ面積で計上させていただきます。

会長 今の説明でよろしいですか。

杉田委員 はい。借りていた面積が受入者経営面積の中に、最初から入っていたということですのでよろしいですか。

事務局 はい。

会長 他にありませんか。ないようですので、採決に入りたいと思いますがよろしいですか。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして北沢委員より説明をお願いします。

北沢委員 譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇にお住まいで、〇〇で維持管理も難しいということです。この場所は〇〇の〇〇です。面積も〇〇平方メートルで、そんなに大きな面積ではありません。大きな問題もないかと思えます。ご審議の方よろしくお願ひしたいと思えます。

会長 ありがとうございます。ただいまの説明にありましたが、面積が小さく特に問題はないだろうということです。それぞれご質問を受けたいと思えます。発言される方は、挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので、採決に入りたいと思えます。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして井出委員より説明をお願いします。

井出委員 資料については6ページをご覧ください。譲受人、譲渡人とも〇〇の方です。譲渡す理由として、〇〇が〇〇で規模を縮小したいという希望だったところ、隣接地に〇〇の土地があり譲渡すというお話になったそうです。〇〇番〇〇の下に、左側に田んぼがあります。取り付け道路がありますが、古くて狭くて機械等が入っていかないので、〇〇番〇〇の土地も譲受けて、進入道路も合わせて作りたいという希望があるそうです。〇〇は子供さんもいますし、こだわったお米づくりもされている方で農業はしっかりされていますので、特段問題はないと思えますのでご審議のほどよろ

しくをお願いします。

会長 ありがとうございます。ただいまの説明で譲受人に後継者がいるということですので、それらを含めましてご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の上、発言をお願いいたします。ないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め決定といたします。続きまして第2号議案に入ります。農地法第5条の規定による許可申請について9件ありますが、事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 〇〇番〇〇、所有権移転です。資料は7ページ、8ページをご覧ください。場所は〇〇の南東側にある農地です。庭、菜園敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、申請地と隣接地の原野と宅地を譲受け、住宅の建築を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

5-2 〇〇番〇〇他〇〇筆、賃借権設定です。資料は9ページから13ページをご覧ください。砂利採取敷地の一時転用申請です。譲受人は〇〇を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の〇〇です。当該申請地は玉石等が豊富に埋蔵された場所であることから、譲受人は申請地を砂利採取地として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。採取計画では掘削高は〇〇メートル、採取原石量は〇〇立方メートルとしています。なお、利用期間は許可日から〇〇年間で、期間満了後は耕土厚を増やして優良農地に復旧することとします。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 〇〇番他〇〇筆、使用貸借権設定です。資料は14ページから17ページまでご覧ください。場所は〇〇の東側にある農地です。砂利採取敷地の一時転用申請です。譲受人は〇〇を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方〇〇名、〇〇の方〇〇名、〇〇の方〇〇名です。当該申請地は玉石等が豊富に埋蔵された場所であることから、譲受人は申請地を砂利採取地として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。採取計画では掘削高は〇〇メートル、採取原石量は〇〇立方メートルとしています。なお、利用期間は許可日から〇〇年間で、期間満了後は耕土厚を増やして優良農地に復旧することとします。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及

ばす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番○○他○○筆、所有権移転です。資料は18ページ、19ページをご覧ください。場所は○○の南側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭となったため申請地を譲受け、住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-5 ○○番○○、所有権移転です。資料は20ページ、21ページをご覧ください。場所は○○の北側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方で、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地と隣接地の宅地を譲受け、合わせて住宅敷地とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

5-6 ○○番○○、所有権移転です。資料は22ページ、23ページ、24ページをご覧ください。場所は○○の南にある農地です。住宅敷地の申請です。追認案件です。譲受人、譲渡人ともに○○の方です。譲受人は○○の代から長年にわたり、隣接する自己所有の宅地と合わせて宅地の一部として一体的に使用していましたが、譲渡人と協議が済んだため、顛末書を付して申請になりました。今回、申請地を譲受け住宅敷地とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-7 ○○番○○、所有権移転です。資料は25ページ、26ページをご覧ください。場所は○○の南側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は○○を機に、出身地である東御市に移住を計画し住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種中高層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-8 ○○番○○他○○筆、使用貸借権設定です。資料は27ページ、28ページ、29ページをご覧ください。場所は○○の北側にある農地です。ワイナリー敷地の申請です。追認案件です。譲受人は○○の○○の○○で、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地を農作業小屋として転用していましたが、ワイナリー敷地とする際に転用されていないことが判明したため、顛末書を付して申請するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

5-9 ○○番○○、所有権移転です。資料は30ページ、31ページをご覧ください。場所は○○信号の南にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は隣接する自己所有の宅地と合わせて住宅敷地の一部として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出

に応じたものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

会長 ありがとうございました。それでは第2号議案、番号1からそれぞれの担当委員に説明をお願いいたします。番号1の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 1番ですが、所有されている方は〇〇の方です。この近辺に土地を所有されていて、耕作はしませんが綺麗に管理はされているという感じでした。譲受ける方は移住したいということで、この周りの土地も買って家を建てるそうですが、申請地のところを自家菜園で耕作したいという意向がありこの申請になりました。荒れていたなので、移住し畑にするというのであれば問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 ありがとうございました。移住される方が、農地管理ができるという環境ですので、それらを含めご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 譲受人の方は〇〇からこちらに移住したいということですが、どこに住宅を構える予定ですか。具体的に教えてください。

事務局 ただいまの杉田委員の質問にお答えいたします。資料の7ページ、8ページをご覧ください。7ページの〇〇番〇〇の申請地の少し上に、十字のような建物の影があります。8ページでは〇〇番〇〇に家を建て、〇〇番〇〇に倉庫、駐車場を整備して、〇〇番〇〇を耕作していくと伺っています。

会長 よろしいですか。

杉田委員 住宅の敷地については農地ではないのでしょうか。そこだけ教えてください。

事務局 ただいま申しあげました〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇については、地目は原野で農地ではないという状況です。

杉田委員 わかりました。

会長 他にご質問はありませんか。私の方で事務局に先ほど聞きましたら、年齢は〇〇歳で若い方なので、今後、期待が持てます。ないようですので、採決

に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして続けて檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 譲渡人は〇〇で〇〇です。当該農地の下で、農地だったところを多角的に経営しています。〇〇では、譲受人の〇〇が今でも原石採取を行っています。基盤整備をしてからもう〇〇年経っていますが、〇〇の農地は扇状地で下に石が非常にあり、基盤整備をやった当時はよかったです。現在では石が非常に問題になって耕作しづらいという状況です。〇〇が原石採取をした上で、土を耕作者さんの希望に沿って復元していますので、農業をする側にはありがたいと思います。長年行っている事業ですので、特に地元からもクレーム等はありませんので問題ないのかと思います。〇〇は新しく原石採取した後、原状復帰した畑、ハウス等で、ナス、アスパラガスを作っていくということです。今まで牧草畑でほとんど利用されていなかった土地ですが、そこを復元して農業にも参入していくという意欲のある会社だと思います。特に問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。

会長 ありがとうございます。ただいま詳細にわたってご説明がありましたが、番号2の案件につきましてそれぞれご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の上発言をお願いいたします。

田口委員 深さが〇〇メートル、〇〇メートルと大変深いです。この中で地下水が湧き出てくるというようなケースもあると思います。その場合、一番気をつけなければならないのは、優良農地に戻すということなので、耕土圧搾等をして元に戻します。〇〇メートルの深さを戻すためにいろいろ入れるわけですが、何を入れていくのですか。例えば砂利をやっているのなら、花泥を入れると地下水が出た場合は汚染されます。復帰後は、優良農地といえるのでしょうか。あと、地下水の処理をどのように取り決めているのでしょうか。この2件ですがお聞きしたいと思います。

会長 事務局で説明をいただきます。

事務局 田口委員のご質問にお答えいたします。地下水のお話ですが、ここは古くは川だったということを檜原委員からお話がありましたが、今までも砂利採取をこの地域全体として長年やってきているという中で、地下水が溢れ出てきて問題になったという事案はないとお聞きはしています。工事の仕方で、

一番深いところで〇〇メートルですが一度に〇〇メートルを掘り進めていくというよりは、重機で入り掘削の勾配を〇〇度にしてそこから徐々に土砂を排出しながら、範囲を広げていって最終的には〇〇メートルにしていくという段々に工事をしていくやり方になっています。一度に〇〇メートルやって、そこを引っかいて水が出てしまうという工事の仕方ではないと理解をしています。それから復旧は何を使うかというお話ですが、地権者との同意書の中では、埋め戻しにあたっては埋め戻し用の土砂以外は使用しないということ、復旧完了後には地盤沈下を生じぬよう十分に転圧を行うことを確認しています。基本的には埋め戻し用の土砂というものが用意してあり、それが戻されるということになるかと思えます。

田口委員 埋め戻し用の土砂は規格があるのですか。〇〇は砂利を取って、そのあとよくなるケースがほとんどだと思います。ただ懸念していかなければいけないのは、地下水が出たときの工事はどうなるのでしょうか。そういうことも検討しなければいけないと思います。

檜原委員 いろいろ懸念があるようですが、私は〇〇の地元でその事業がどうやられているのか、その後どうなっているのか長年見えています。まず、今までで危なかったと思うのは、現状まで復帰しないで傾斜地で平らにして、土手を作ったということです。仕事がやりやすいため、地権者さんがお願いした経緯があったと思いますが、その時は北側の土手側に少し水が出てしまって、やりづらかったということはあったようです。その後どうなったかというのと、業者さんと相談をした上で暗渠排水を入れて、大分使えるようになりました。そういう経緯があったので、危なかったところには暗渠を入れて現状まで戻すことが今のやり方です。それを見ている限りでは、普通に耕作していますし、特に問題はないのかと思います。あと埋め戻すものに関しても、転圧をして沈下しないようにするということです。トラクターが壊れてしまうような石だらけの畑でやっていた皆さんがやりやすくなったので、荒らしてあった畑が本人は作れなくても誰か他の人が苗作りにするとか、地域としては逆に荒廢地が減っているかなと思います。〇〇はリスクがあったとしても、やりやすい畑にしてもらっているということです。

田口委員 話を聞いていると、石が出てくるのが出なくなるので、いい農地になるだろうと思います。ありがとうございました。

会長 事務局の方で補足あります。

事務局 檜原委員のご説明に補足ということでお話をさせていただきたいと思いま

す。〇〇からの農地の復元計画書を確認させていただきますと、まず表土の〇〇メートル以上は良質土、つまり産廃土は使用しない、一切使用しない良質土で作成をします。そのあと仕上げ圧で一番上のところ〇〇センチメートルについては振るい土で埋めていくという計画になっています。例えば農地の道路、水路、いろいろなものを損傷させた場合と、工事期間中に万が一あった場合については、修復は事業者で行うという記載の計画になっています。また、掘削をしているときに、雨や水が出てしまった場合については、最深部に沈殿池を設置して、そこに集水して自然浸透をさせます。搬出の際には、その採取した砂利が濡れている場合については、一時的に採取場内に堆積して水が切れてから搬出するというので、対応していくという記載があります。基本的にはすべて事業者さんの方でご対応いただけるというような内容になっていますので、よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。榎原委員、田口委員、ご質問ご意見を交換していましたがよろしいですか。

榎原委員、田口委員 はい。

会長 それでは2番の説明をいただきましたが、他にご質問ありませんか。

小野澤委員 2番と3番は砂利採取ですが、このような案件は今まであまりなかったと思います。申請するにあたって許可の関係でお聞きしたいのですが、今回は農業委員会で決定をするという話ですが、関係機関として他の部署の許可が必要なのですか。或いは県ではどこに申請されて、許可を取っているのですか。そこまでの手順、流れがどのぐらいの期間で許可が取れるものなのですか。あと、復元後の計画に対する竣工的な検査はどこが主体でやるのですか。どこかで検査して了解はしているはずだと思います。

会長 事務局の方で説明をお願いします。

事務局 ただいまの小野澤委員の質問にお答えいたします。まず、関係機関、関係部署ですが、砂利採取計画には許可申請が必要で〇〇が、どこの業者がやるのかを県へ申請するものになっています。この辺りでは長野県上田建設事務所長宛に申請がされているということを確認しています。申請の許可と、農地転用の許可は県の機関になりますので、同日付けになることを確認しています。許可申請は〇〇月〇〇日付で上田建設事務所に提出されていますので、この農地転用の許可待ちということになります。来月の許可に合わせて、建設事務所の許可と県の農転の許可が同日付けで発行される見込みです。それ

から、砂利採取の業務主任者の試験というものがあり、合格した者でないと申請できないということです。試験は長野県知事の許可のため、今回の申請事業者の中に試験合格の方がいらっしゃり、合格証も書類の中に付けていただいています。砂利採取の許可申請は建設事務所ですので、審査等の一連に関しては、上田建設事務所で行われます。

会長 ありがとうございました。最初から終わりまでの説明いただきましたが、よろしいですか。

小野澤委員 手順につきましてはわかりました。今の状況はあと農転の許可待ちですね。同時に許可を出すということは、来月ぐらいには出るということでしょうか。

事務局 通常通り、今日ここで皆さんが許可相当と認めていただければ、それを進達して県の許可がおりれば同日付けで、建設事務所も同日付けの許可が行われます。

会長 よろしいですか。

小野澤委員 わかりました。市の許可機関は農業委員会だけですね。他は関係ないですね。

事務局 建設課を経由していますが、建設課が許可しているわけではないです。

会長 よろしいですか。 それでは番号2の採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして続けて小野委員より説明をお願いします。

小野委員 この場所は〇〇という地籍で〇〇の〇〇のすぐ裏の辺りです。〇〇が、〇〇の裏の土地を借りて、そこから玉砂利を造りたいという話です。譲受人の〇〇は〇〇の近くにあった〇〇を買収しました。もともと〇〇は砂利採掘をしていて、台風〇〇号の時にこの土地でコンクリートの改修をするために部材置き場として使われた場所です。それで今回は同じ場所で、玉砂利を造りたいということです。地権者は〇〇名いますが、構造改善でこの土地一帯が整地されました。この〇〇件は大きい面積ではないのですが、今回の申請の対象になりました。見ていただくと〇〇メートルの深さ

で、よく使われている土地だと思います。2番案件と同じように、現状復帰して返すということです。石がたくさんあり、その土地の石を持っていてくれるので、良い土地になって帰ってくるのではないかと、容易に想像できます。空いている土地なので、特に問題ないかと思います。地下水の話もありましたが、〇〇メートル掘ったとしても〇〇の水位と変わらないかと思いますが、地下水の心配もしなくていいかと思います。特に問題ないかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 ありがとうございます。番号3の案件につきまして、それぞれご質問ご意見を受けたかと思ひます。挙手の上発言をお願ひします。

杉田委員 現状への復元ですが、ここは平らな土地で水田も面積的に結構あります。水田の場合、〇〇メートルも掘って土を戻した場合に、果たして水田として復元できますか。漏水の対策はしてくれるのですか。あと、〇〇筆あるので境界もなくなってしまうため、それも復元してもらえるのですか。確認をお願ひします。

小野委員 お答えします。台風〇〇号の時の実績では復元しています。境も苗代ではなくて〇〇センチメートルぐらいの土手です。それは復元していますし、土も元通り、田んぼも作っている方がいます。実際に問題なく作られていますので、今回も大丈夫かなと思ひています。

会長 杉田委員よろしいですか。

杉田委員 地元の方が実績があるというなら、いいかと思ひます。

会長 他にご質問ありませんか。

小野澤委員 復元の関係ですが、境界を復元する場合にこの費用は誰が持つのですか。

小野委員 原状復帰が前提なので、当然境界もあるかと思ひます。壊すので、工事した方が持つのが前提だかと思ひます。

小野澤委員 一般的にどうですか。

事務局 ご質問にお答えします。基本的には、この原石採取に伴う工事における物の負担については事業者、また、疑義案件についてもすべて工事事業者の責任のもと解決するというかことで、土地の使用貸借契約が結ばれているので

事業者によるものだというように理解しています。

会長 小野澤委員よろしいですか。

小野澤委員 はい。

会長 他にご質問ありませんか。ないようですので採決に入りたいと思います。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、ただいまから休憩に入ります。

休憩

会長 再開します。番号4の案件から進めさせていただきたいと思います。保科委員より説明をお願いします。

保科委員 先ほどの3条の案件と関連しますが、〇〇で農業を教えている先生が、先ほどの農地の隣に家を建てて住みたいということでこの申請が出ています。〇〇の北側にあり、傾斜地で窪地になりますが、特に問題はないかと思いません。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。第3条の1番と関連しますが、番号4の案件につきましてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をいただきたいと思いません。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号5の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

田口委員 資料20ページ、21ページをご覧ください。当該地ですが〇〇前、〇〇の〇〇の信号を北上して約〇〇メートルで〇〇の集落の入口に位置しています。譲渡人の〇〇と譲受人の〇〇は〇〇です。譲受人は今回申請地の贈与を受け、将来を考え住宅敷地として使用しているので、正式に宅地に転用したいとの希望に対して、譲渡人も求めに応じて、申請地を贈与したとのことです。農地区分は畑の第2種農地、都市計画用途なし、現在住宅敷地の庭として使用していますので、特段問題ないと思います。ご審議のほどお願いします。

会長 ありがとうございます。番号5の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手をお願いします。

五十嵐委員 ○○の方が土地を取得されますが、土地を今すぐ宅地にするわけではなく取得すると、この土地の管理はどなたがされるのですか。

田口委員 ○○は○○にいらっしゃいます。贈与ですので5条申請で、農地だったものを宅地にしたいということです。○○はまだ帰ってきていませんので、○○が管理します。

五十嵐委員 所有権が移転されても、畑の管理は責任を持ってやってくださる方がいらっしゃるという解釈でよろしいでしょうか。

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 ただいまの五十嵐委員のご質問にお答えして、田口委員の補足をさせていただきます。資料2 1ページをご覧くださいと思います。今回申請した○○番○○は、現状、畑として使っているところを転用し、庭地とするものです。庭地は、隣の○○番○○、○○番○○、○○番○○までは、すでに住宅が建っているので、その住宅と合わせて今回譲受人が贈与を受けるとお聞きしています。○○が帰ってきてこちらにお住まいの予定で、管理についても一帯を管理されるということです。

会長 帰ってくるまでは、譲渡人の○○が管理するということですね。

五十嵐委員 私たちの地区にも似たようなお話があり、息子さんに畑の名義が変わっていて、でも息子さんは○○にいらっしゃる、母親は○○で農作業が出来ないという内容です。基本的には私たちの地区はその地権者さんが、窓口になります。地権者の名義が変わって○○の人になって、○○へ電話しても繋がらないところがあり、その辺が嫌なので、そういうことのないようにしていただければいいかなと思います。

会長 五十嵐委員の質問と内容につきまして、皆様ご理解いただけたと思いますが、それぞれの地区におきましても不在者農地の管理について地区の横の連携をとり、田んぼ、畑をいつでも戻すことが出来るような格好が一番理想です。今、そのことが一番問題になっています。これからも、どういう形でどう残していくか、逐次やっていかなければいけないということが現状です。

田口委員 五十嵐委員の心配されているところは、確かにその通りです。私は現場を確認しましたが、どこが境なのかわかりません。母屋があり、その一角が農地になっていて庭として植木が植わったりしている状況です。その一角の中の一部を農地から宅地に変更するということです。今回の申請で、管理者ということになった場合に、農業の上で誰が管理しているのかとは切り離していいのではないかと思います。

会長 田口委員から話がありました内容も含めて、これから十分検討していかなければいけないと思います。他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、白石委員より説明をお願いします。

白石委員 資料が22ページになります。場所が〇〇の〇〇でその下の〇〇です。地図の上の方に〇〇があり、その下の辺りになります。譲渡人の自宅は〇〇と書いてある場所と、申請者住宅の真ん中です。譲渡人は〇〇の〇〇にあたる〇〇の娘さんの〇〇です。〇〇を含めてその代から譲受人になる〇〇に代々お貸ししていました。改めてここで正式に権利を移すというお話になり、ずっと貸していたという経過がありますので、問題はないと思います。

会長 ありがとうございます。番号6の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので、採決を取りたいと思います。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号7の案件につきまして上原真由美委員より説明をお願いします。

上原真由美委員 資料の25ページをご覧ください。この場所は、〇〇の南側になります。周りは住宅が建っていて、そこだけ空いているという状態です。この方は〇〇を機に、自分の生まれ故郷である東御市で土地を探していたところ、この所有者と話が折り合いました。ぜひこの土地を取得したいということになりました。〇〇歳です。奥様もぜひ、ここに住みたいということで決まりました。また移住後は、実家の畑なども受け継ぐ予定ということです。別に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

会長 ありがとうございます。〇〇後、戻ってきたら畑もやっていただけると
いうお話でした。番号7の案件につきましてご質問ご意見のある方は、挙手
の上発言をいただきたいと思います。ないようでありますので、採決に入り
たいと思います。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいた
します。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまし
て、番号8の案件につきまして船田委員よりご説明をお願いします。

船田委員 資料は27ページ、28ページ、29ページになります。〇〇にある〇〇
の北側にある農地になります。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇で〇〇の〇〇に
なります。〇〇は〇〇年より、〇〇でワイン用ブドウを〇〇ヘクタール栽培
していて、〇〇年より収穫が始まっています。現在はそれを委託醸造によっ
て自身のワインとして〇〇年から販売を開始しています。今回自身のワイナ
リーを建設したいということで自身の土地を自身の会社に譲渡して、ワイナ
リーを建設するという事です。第2種農地で周辺農地への影響はないと判
断しています。また隣接農地の所有者には、事業内容の説明は済まされてい
るということです。当該農地についてはすでに物置が建てられていて、作業
小屋として使われています。今後の農地の適正使用に向けて承認はやむを得
ないと考えています。ご審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。

会長 ありがとうございます。番号8の案件につきましてご質問ご意見のあ
る方は、挙手の上発言をいただきたいと思います。

檜原委員 〇〇は〇〇で生まれ育った方ですか。

船田委員 はい。

会長 ご存知の方もあろうかと思いますが、〇〇のようであります。他にご質問
はありませんか。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番
号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、
番号9の案件につきまして武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員 資料は30ページ、31ページをご覧ください。場所は、〇〇信号を下り、
その周辺です。詳細は31ページを見ていただきたいと思います。宅地の前

に〇〇平方メートルほどありますが、ここは〇〇にかかっている、〇〇月に除外になりました。更に道端の小さい角が、農地です。ここは〇〇と電柱と〇〇メートルぐらいの石碑があり、それが全部この角に固まって農地となっています。ここは、この地区の〇〇を中心に皆さんと共用で農地ですが、ここだけ確保されているようです。譲受人の〇〇は、〇〇年前にこちらにこられたと思いますが、入口ですので前から許可を得て動いていたようですが、少ないですが改めて土地を取得することになりました。問題ないかと思しますので、ご審議をお願いいたします。

会長 ありがとうございます。番号9の案件につきましてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をいただきたいと思ひます。ないようでありますので、採決に入りたいと思ひます。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、続きまして第3号議案にあります農地利用集積計画について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第3号議案、農用地利用集積計画12月分について説明いたします。資料の5ページから6ページが通常の利用権設定です。24件、49筆、合計55、301平方メートルです。資料の7ページが所有権移転です。1件、1筆、合計3、294平方メートルです。資料の8ページが、中間管理機構を使った利用権設定です。13件、23筆、合計42、523平方メートルです。全体の合計は38件、73筆、合計101、118平方メートルです。

会長 ありがとうございます。事務局より説明をいただきました。この内容につきまして、ご質問等をいただければと思ひます。

小野澤委員 5ページの〇〇はどういう会社なのですか。くるみ栽培をされているようですが、地番を見ると隣接していますので、面積〇〇アールぐらいでくるみの集団化をされているような感じですか。集団化されるような計画なのでしょうか。

事務局 〇〇ですが、くるみを販売する法人として、今年度、法人化されました。以前より同じ場所ですくるみを個人で販売するために栽培をしていて、すでにくるみが植わっています。販路としてはインターネットなどで販売をされていると伺っています。法人化したタイミングで利用権設定を出していただき、場所についてもすべてまとまった農地となっています。

会長 よろしいですか。他にご質問ありませんか。

小野委員 東御市のホームページに空き家が載せてありますが、空き地、空き農地もホームページに設けたらいいと思います。〇〇では農業をやるために、〇〇の方が家を建てています。畑もやりたくない人とやりたい人は必ずいる状況の中で、地縁があったからその土地を売ってもらったという話がほとんどです。この農地は空いています、どなたか耕作しませんかというような内容を公にできないのかなと思います。今はインターネットの時代ですから、知れば東御市は〇〇も〇〇も一時間圏内で行かれて、非常に環境がいいので住みたい人はたくさんいると思います。農地をやりたい人のために提供できる環境を作ったらいいかなと思います。ぜひ参考にさせていただければと思います。

会長 事務局の方で説明しますが、いわゆる農地を提供できるような環境を公示なり広告なりしていただきたいということですね。

事務局 小野委員からご質問がありましたが、東御市では空き家バンクのホームページを作っていますが、農地以外のは空き家バンクの他に空き地バンクというのも一緒にして、空き家、空き地バンクみたいな形で運用しています。農地以外のは空き家、空き地も登録できるというようになっていきます。その空き家と附属した農地は、一緒に登録できるようになっていますので、空き家と一緒にセットで農地も売りたい、隣に小さい農地がついているのは、空き家バンクの中でも登録ができるようになっています。更地になっている土地についても登録ができます。農地に関しては、農地だけを紹介するというページは市では現在持っていません。貸したい、借りたいという情報については農業農村支援センターでデータとしては持っていますが、外向けに見せられるようにはなっていないので、今後の研究課題かなと感じています。国の方が全国農地ナビというホームページを作っていて、東御市と検索をしていただくと航空写真上にピンが立ったような形で農地の情報を取得できるというものです。航空写真を見ながら、農地の状況の面積などが出てきますので、お問い合わせをいただくことがあります。これらを活用されている農業者さんもいらっしゃると思います。小野委員がおっしゃるように、農地を実際に貸したいというページがホームページか何かで表示できると、貸し借りに繋がっていくかなと思いますので、また今後の研究をさせていただければと思います。

小野委員 人と違うことをやるから目立つのです。リンクを貼るとかいろいろ工夫

をして、東御市に1人でも多くの人に来てもらうようにすることは必要だと思います。人がやっていないからやらないのではなくて、人がやらないからやるのです。そういうのが大事だと思います。

会長 大変建設的なご意見ありがとうございました。他にご質問ありませんか。

小野澤委員 関連で、皆さんに年に一度、農地の今後の活用についてのアンケートを取っていますよね。今の段階では公表されていない状況だと思いますが、これを公表するような考えはないでしょうか。公表されることによって、今の問題の空き農地バンクで使えるのではないかなと思いました。

事務局 農パトが終わって、遊休農地になっているようなところは農地の利用意向の確認でアンケート調査をかけていますが、農地台帳等で搭載した上で、先ほどの全国農地ナビみたいところでリンクをさせていくような動きが国の方でも若干ありますので、今後、そんな仕組みもうまく活用できればと考えているところです。

会長 よろしいですか。他にご質問ありませんか。ないようですので、ただいまの農地利用集積計画につきまして、採決に入りたいと思います。第3号議案の案件につきまして賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、続きまして第5回農業経営改善計画認定審査会に入りたいと思います。認定農業者の関係につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第5回農業経営改善計画認定審査会議案ですが、〇〇件の申請があります。〇〇、〇〇、〇〇で、〇〇件は更新、〇〇件は新規です。〇〇は現在〇〇歳、〇〇も〇〇歳、〇〇は〇〇歳でそれぞれの地域で農業をされている方となります。

それでは〇〇からです。〇〇は、〇〇年頃に独立をして認定農業者は今回〇〇回目の更新となります。お住まいは、〇〇の〇〇に住んでいます。営農類型は、果樹類で生食ブドウの栽培をしています。目標についても同じ生食ブドウです。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、年間所得の現状は〇〇万円、目標は〇〇万円、年間労働時間は、〇〇時間、目標も〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇名で〇〇と奥様の〇〇人で経営をされています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、生産は生食ブドウ、現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、目標は、〇〇アール増やし〇〇アール、生産量〇〇キログラムです。農用地についてはすべて独立し

た時から借入地で、所有地はない状況です。主に耕作されている場所は、〇〇と〇〇に圃場を借りてブドウを育てています。農業用パイプハウスも借りて経営をされていますので、現状、〇〇平方メートル、目標は〇〇アール増やし〇〇平方メートルです。〇〇年からは〇〇アール、〇〇ほどのブドウハウスを借りられるのでこの目標を掲げています。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、主な戦力としてシャインマスカット、ナガノパープルが生産できているので、今後も品種の整理を行いながらシャインマスカット〇〇パーセント、ナガノパープル〇〇パーセント、クイーンルージュ〇〇パーセントを目標にしながらやっていき、短梢栽培でこれらを継続していくということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、就農時から続けていた個人直売は、〇〇年〇〇月に止めて、〇〇出荷をメインとしたことで経営がシンプルになって、生産目的を絞った生産管理が可能になりました。青色申告は引き続き行い、必要に応じて〇〇などへの相談も行ってみたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、家族経営協定は締結済みで、現状、特に問題なく経営管理を行っていくので、このまま継続していくということです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、今年度から冷蔵ブドウの出荷を取り入れているようです。まだ結果がいいのか悪いのかの経営判断できていませんが、よければ、意欲的に取り組んでいきたいということです。経営の構成は、雇用者については臨時雇用者を使いながら概ねこのような形となっています。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、SSと運搬車がまだ使えるものなので、更新するとしたらこの〇〇ということです。

次は、〇〇です。〇〇年〇〇月に認定を初めて取り、今回は〇〇回目の更新です。〇〇年頃に〇〇へ来てワイン用ブドウを栽培して、〇〇年から委託醸造に出し、〇〇年にワイナリーを建て、経営をされている方です。営農類型は、果樹類でワイン用ブドウ、目標も同様です。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、現状、〇〇円ですが、目標は〇〇円です。年間労働時間は〇〇時間、目標も同様です。主たる従事者の人数は〇〇名で、奥様と経営をされています。農業経営の規模拡大に関する現状及びその改善に関する目標は、ワイン用ブドウが作付面積〇〇アール、目標も同様です。全部作付が終わっている状況で、木の成長につれ収支も増えていくことを考えると、生産量はおおよそ倍に増えるという目標を掲げています。ワインの製造販売は、〇〇年から委託醸造されていて、取れるブドウもかなりあるので、売り上げは〇〇円、目標が〇〇円ということです。生産施設に関しては、全部借入地で〇〇アールです。〇〇年度に完成した自社ワイナリーで醸造をしています。〇〇から〇〇方面に向かって、〇〇の手前の右側のところにワイナリーがあります。生産方式の合理化に関する現状は、経営に必要な面積の圃場はすでに確保できましたが、未成園になっている部分があります。収穫時期

が重なりやすく雇用が必要です。醸造所を開設し、必要な機器もすでに導入しましたが、業務のルーチン化が進まずコスト的にも非効率な状態が続いているということです。それに対して目標と措置は、新規の圃場に極早生の品種をすでに定植したので、あと〇〇年から〇〇年後を目途に、収穫量を増やしつつ収穫時期の平準化を図っていききたいということです。また醸造所での業務のルーチン化を進めて、自分たちでしかできない・わからない業務を減らしながら、業務の効率化とコストダウンを図っていき、常時雇用者の醸造所業務への活用を進めていききたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状の目標に〇〇がある一番の大きな理由ですが、醸造機器の初期投資が大きく膨らんで減価償却費が当初の目標よりも倍になっているので、収益が出にくい状況になっています。〇〇年から青色申告会計ソフトを導入し、複式簿記の記帳も開始したので、インボイス制度への対応もすでに進めており、また会計事務所との雇用契約を交わして、定期的な指導を受け適正な記帳に努めているところです。今後も決算書の作成は会計事務所に委託し、経営上のアドバイスを受けるとともに〇〇年後を目途に、法人化を目指しながらやっていききたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、事業主と配偶者、常時雇用者の〇〇名体制をとっていますが、なかなか休みを取れない中、常時雇用者の離職が多い状況です。教えるということに多くの時間を費やし非効率なので、しっかりと働きやすい職場環境づくりを進めながら、また、休みを取りながら効率化を図っていききたいということです。その他の農業経営の改善に関する現状は、病虫害管理による減農薬と省力化は、一定の成果が得られています。地域の地名、〇〇、〇〇、の商品が売られていますが、地元農産物の魅力をしっかりと発信していききたいということです。目標は販売戦略により地元の地名も含んだ商品を開発しながら、新イベント等にも積極的に参加して、ブランドイメージの向上、販路の開拓を図っていききたいということです。現在〇〇店舗ぐらい、会員は〇〇名ぐらいで、生産したワインは、ほぼ〇〇年に在庫を残さずに販売ができています。経営の構成は、雇用者については、これからワイン用ブドウが多く取れ始めるので、臨時雇用で少し増やして雇用を確保していききたいということです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、必要な設備、欲しい設備はすべて揃ったので、今のところ取得予定はないということです。

次は〇〇、新規の案件です。お住まいは〇〇に住んでいます。営農類型は、現状、露地野菜、目標も露地野菜で、主たるものはズッキーニ、スナップエンドウです。その他については、主としてスイートコーンを栽培しています。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、現状、〇〇円、目標は〇〇倍ぐらい拡大して〇〇円、年間労働時間は現状、〇〇時間、目標は〇〇時間、効率化をして削減を図りたいということです。主たる従事者の人数は、〇〇

名、本人が経営をしています。生産は、ズッキーニ、スナップエンドウ、その他で作付を少しずつ増やししながら、生産量を確保していききたいということです。農用地は〇〇アールから〇〇アールに拡大をしながらやっていきたいということです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、農地は現状、〇〇、〇〇、〇〇で、自宅から概ね〇〇分ぐらいたのところに点在しているようです。〇〇がお米を作っていますので、そのようなところが空いてくれば、少しずつ集約をしていながら規模を拡大できればとおっしゃっていました。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、青色申告で経営管理をしていますので、引き続き青色申告で経営管理を実施していききたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、収穫の忙しい時は親に頼り、労働力の確保をしています。将来的には、常時雇用を目指していききたいということです。この先〇〇年は、臨時雇用を活用しながら労働力を確保していききたいということです。経営の構成は以下の通りです。雇用者、臨時雇用も、以下の通りです。生産方式の合理化に関わる農業用機械等の取得計画ですが、トラクター、マルチャー、軽トラの更新を考えているということです。今回、新規の案件ですので、収支計画書を掲載させていただいています。ズッキーニ、スナップエンドウ、その他で販売は、〇〇が〇〇に出荷したもので、その他は全部直売で売った値段であり、収入で合わせてあります。ズッキーニ〇〇円、スナップエンドウ〇〇円、直売で〇〇円、雑収入含めて現状、売り上げが〇〇円ほどあります。雇用労賃から直売所の販売手数料含め〇〇円ほどの経費があります。それを差し引いて現状、〇〇円ほどの所得を確保しています。それを経営拡大しながら収入を〇〇円まで伸ばし、経費〇〇円、収入〇〇円の目標を掲げています。直売は、〇〇、〇〇、〇〇などに出しているということです。

以上、〇〇件の説明になりますがよろしくお願ひします。

会長 ありがとうございます。それでは〇〇の補足説明を伊藤委員からお願いいたします。

伊藤委員 本人に会いましてお話を伺いました。今までインターネット等での販売をやりましたが値引きされてしまったので、最近は〇〇で一括して引き取ってもらっているため、利益が上がってきたということです。家を借りて住んでいるので、自分の家を持ちたいそうです。

会長 ありがとうございます。ただいま補足説明をいただきましたが、〇〇についてご質問があるようならお願ひします。ないようであれば、〇〇の補足説明を同じく伊藤委員からお願いいたします。

伊藤委員 工場は〇〇の〇〇の事務所付近にあります。〇〇へ〇〇年前に、〇〇の〇〇の下側の東側を〇〇坪ほど貸し、そんな縁でワインができれば持ってきてくれるような関係です。初期投資が必要で、販売の方が上手くいったらいいと話していました。

会長 ありがとうございます。ただいま補足説明をいただきましたが、〇〇についてご質問があるようならお願いします。

五十嵐委員 収入が〇〇で大きな原因が減価償却だと言われていましたが、この〇〇円のうちの減価償却費はどのくらい入っているのですか。

事務局 減価償却費は〇〇年前の当初見込みは、〇〇円ぐらいが目標でした。現状の減価償却費は、〇〇円です。投資が約〇〇円、現状、元金償還〇〇円の経営をしている方です。〇〇は〇〇で、ワインも経営されている方ですので、投資に関するところは困っていないという状況です。〇〇もしっかり貸してくれて、経営上その〇〇が貸すことについては、特に経営的にも問題はありません。

会長 よろしいですか、

五十嵐委員 設備投資の減価償却の年数はどのくらいですか。

事務局 設備によって違いますが、例えばトラクターは〇〇年、ビニールハウスも〇〇年、それから物によっては〇〇年で償却しているものもあります。耐用年数がワイナリーも建てているので、〇〇年のものもあれば、醸造設備関係はほぼ〇〇年で償却しています。ワインの支柱、トレビスは〇〇年で償却、トラクター関係はすべて〇〇年になります。

五十嵐委員 償却が始まったのはいつからですか。

事務局 その設備の取得年月日によります。

五十嵐委員 一番大きいのはワイナリーじゃないかと思います。

事務局 一番大きいのはワイナリーとそれに付随した醸造設備関係です。それが概ね〇〇円と〇〇円ぐらいの投資をしています。

五十嵐委員 それは今何年目ですか。

事務局 それが〇〇年〇〇月〇〇日取得なので、今〇〇年目ぐらいです。

会長 五十嵐委員よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

会長 他にありませんか。ないようであれば、〇〇の補足説明を小宮山委員から
お願いします。

小宮山委員 〇〇は新規の申請です。露地野菜でメインがズッキーニ、スナップエンド
ウ、トウモロコシを作られているようですが概ねキャリアは〇〇年ぐらいで
す。本人に聞きますと、現状、露地野菜をほぼ目一杯の面積を作られていま
す。〇〇ヵ年計画の目標では、作付が〇〇アールほど増やす希望になってい
ます。野菜で〇〇アールは収穫等大変ではないかなと思います。人手、労働
力をある程度うまくアジャストしていかないと達成していかないかなと私
は思います。私共の地域では数少ない若手の農業経営者なので、何とか頑張
っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございました。ただいま補足説明をいただきましたが、〇〇に
ついてご質問があるようならお願いします。なければ、第5回農業経営改善
計画認定審査会につきましては、以上をもちまして終了とさせていただきます。

 本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありが
とうございました。

事録署名人 _____
(※直筆でお願いします)